

令和３年度スポーツ少年団登録について

原則「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者（※１）」、２名以上の登録が必要である。

ただし、令和３年度に限り、この条件を満たせない場合は、既存の単位団においても、「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者（※１）」が１名以下でも更新登録することを可能とする。

その場合は、必ず次の（１）または（２）を満たす必要がある。

（１）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者が１名の場合

指導者（※２）、役員、スタッフの中から、少なくとも１名が、当該年度中にスタートコーチ養成講習会（スポーツ少年団）養成講習会の受講を終了すること

（２）スポーツ少年団の理念を学んだ登録指導者がいない場合

指導者（※２）、役員、スタッフの中から、少なくとも２名が、当該年度中にスタートコーチ養成講習会（スポーツ少年団）養成講習会の受講を終了すること

「スポーツ少年団の理念を学んだ指導者（※１）」とは

- ・旧認定員（令和５年度まで）
- ・旧認定員から移行したコーチングアシスタント
- ・スタートコーチ（スポーツ少年団）

「指導者（※２）」は、スポーツ少年団の理念を学んでいない指導者であり、競技等のＪＳＰＯ公認指導者資格のみ保有している指導者が該当する。

新型コロナウイルスの影響により、令和２年度中にスタートコーチ養成ができなかったことから、令和３年度に限定した措置であり、日本スポーツ少年団のスポーツ少年団規程施行細則に基づくものである。